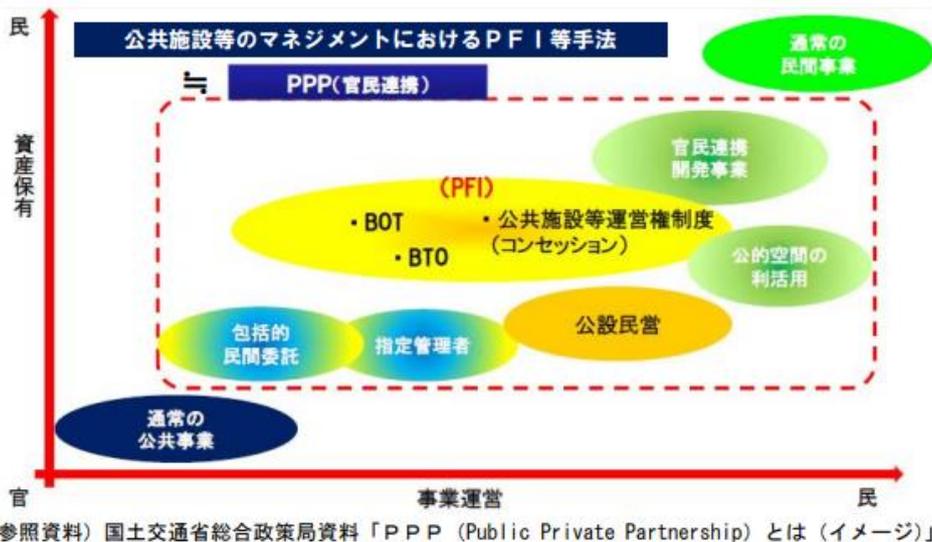


(仮称)草津市 PPP/PFI 優先的検討規程の策定について

《PPP/PFIについて》

公民が連携して公共サービスの提供を行う手法をPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ:公民連携)という。PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)は、PPPの代表的な手法の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理および運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことにより、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方である。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が平成11年7月に制定され、PFIの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が、民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)の審議を経て国で策定され、PFI事業の枠組みが設けられている。



《優先的検討規程について》

- 令和4年3月に改訂した「草津市公共施設等総合管理計画(平成28年3月策定)」では、基本的な方針として、「公共建築物の新設、更新にあたっては、原則、PPP/PFIによる民間の技術・ノウハウ・資金等の活用や民営化による運営の可能性の検討を行う」としている。
- 令和3年度から取組を開始した「草津市行政経営改革プラン」で掲げるアクション・プラン「公民連携手法の活用」に基づき、内閣府の支援を受けながら規程を策定する。
- 内閣府・総務省の通知「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について」では、**人口10万人以上の地方公共団体は、令和5年度末までにPPP/PFI優先的検討規程を策定**するよう要請されている。

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(令和3年改定版) 改定のポイント

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)について、令和3年6月18日、改定を行った。改定のポイントは以下の通り。

1. 序文に前回の指針発出以降の取組と現状及び今般の改定の趣旨を記載

2. 優先的検討規程の策定を求められる地方公共団体の対象を拡大

2. 優先的検討規程の策定等(第2パラグラフ)

(改定前の記載)

公共施設等を管理する人口20万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

(改定後の記載)

公共施設等を管理する人口**10万人以上**の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

⇒ 改定を受け、人口10万人以上20万人未満の団体については、指針に基づき、令和5年度末までに優先的検討規定を策定すること等を地方公共団体に対して要請(※)

(※)内閣府・総務省通知「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(要請)」(令和3年6月21日)

《優先的検討規程の考え方》

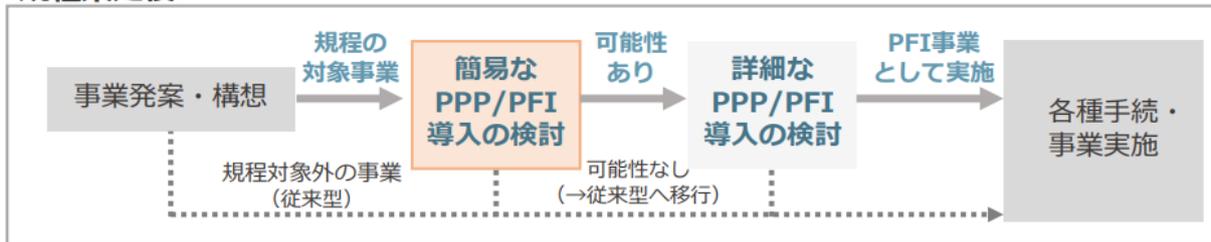
PPP/PFI 優先的検討規程については

- 対象となる事業について、従来手法よりも効率的・効果的な実施手法 (PPP/PFI) がないか検討することを原則と定めるものである。
- PPP/PFI の導入効果を簡易的に調べる方法や、具体的な手続をまとめたガイドラインとする予定である。
- 優先的検討規程策定後の運用イメージは以下のとおり。

規程策定前



規程策定後



《検討対象基準について》

国の指針に基づき、①総額10億円以上の建設、製造または改修事業、かつ②単年度事業費1億円以上の維持管理運営事業と規定しつつ、指針では、「対象事業を限って、異なる事業費の額を基準とすることができる」とされていることから、基準に該当しない事業でも、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合や、他の自治体における事例等があり、PPP/PFI の効果が期待できる場合は、導入の検討を行うこととする。

《スケジュール》

項目 / 令和4年度	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内閣府支援→策定作業			→						
行政経営改革推進本部会議（幹事会）		→		→					
行政経営改革推進委員会			●			●			
議会説明・公表						★			

《パブリックコメントの実施について》

- 優先的検討規程の策定に当たって、パブリックコメントは実施しない。
- パブリックコメントを実施しない理由としては、

「市民参加条例第5条第2項の(4)市の内部の事務処理等に関するもの」に該当するものについては、市民参加の対象としないことができ、また、「草津市行政経営改革プラン」自体はパブリックコメントを実施しており、規程を策定する方向は決まっている中で、具体的な内部の取組を定めるものであるため。

※「草津市行政経営改革プラン」で掲げるアクション・プランの進捗管理を行う「草津市行政経営改革推進委員会(外部委員会)」においては、審議を諮るものとする。